

離婚届のチェック欄の集計結果

令和8年10月
法務省民事局

※離婚届書に設置した養育費、親子交流、子育ての分担の取決めの有無に係るチェック欄のチェック内容についての集計結果
算出方法：取決めありの件数 ÷ 未成年の子がいる夫婦の協議離婚届出総件数（パーセントの小数第1位に四捨五入して表示）
子育ての分担のチェック欄は令和8年4月に新設（養育費、親子交流のチェック欄は平成24年4月の様式改訂で新設）

令和8年4～6月

養育費の取決め率：74.7% 親子交流の取決め率：75.8% 子の分担の取決め率：70.3%

	R4年				R5年				R6年				R7年				R8年			
	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12
養育費	62.8	60.9	59.1	59.5	59.3	56.9	56.6	56.7	58.2	55.2	54.2	55.5	56.5	55.5	55.0	55.7	57.6	74.7		
親子交流	63.2	62.2	60.5	60.7	61.0	58.7	58.5	58.2	60.0	56.9	56.4	57.3	58.3	57.0	56.9	57.7	58.9	75.8		
子育ての分担	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	70.3		

注：養育費の取決め率に関して、「養育費不払い解消に向けた検討会議」の中間とりまとめ（令和2年9月9日）において、当時の取決め率（65%）に+5%との目標が定められていた。

（参考）法務省において関係府省庁等に確認したもの（速報値）

○ 親権の種類別にみた親権を行う子（親が離婚した未成年の子）の数

R8年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
父母双方が親権を行う子	—	—	—	3103 (24.7%)	2248 (21.5%)							
父が親権を行う子	1378 (12.3%)	1173 (10.9%)	1753 (10.8%)	985 (7.8%)	880 (8.4%)							
母が親権を行う子	9780 (87.7%)	9570 (89.1%)	14452 (89.2%)	8454 (67.3%)	7335 (70.1%)							
親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子	—	—	—	16 (0.1%)	6 (0.1%)							

資料：厚生労働省「人口動態統計月報（概数）」

注：戸籍法に基づき離婚の届出がされたうち、日本における日本人（夫妻または夫妻の一方が日本国籍のもの）を集計している。

○ 全国の家裁裁判所において終局した以下の事件における親権の帰属の結果についての件数（R8年4月～7月）

注：①には、当初親権に争いのあった／ない事案の双方が、また、②③には、共同親権の希望が双方になかった事案／少なくとも一方にあった事案の双方が、それぞれ含まれる。

R8年4月～7月	夫婦関係調整（離婚）調停事件	離婚訴訟事件	親権者変更事件
① 父母双方が親権者	275件(6.5%)	32件(3.8%)	461件(33.6%)
② 父が親権者	354件(8.4%)	107件(12.6%)	519件(37.9%)
③ 母が親権者	3604件(85.1%)	707件(83.6%)	391件(28.5%)